

2022年度以降の法科大学院の入学者選抜（法学既修者）の概要について

東京大学法科大学院（大学院法学政治学研究科法曹養成専攻）は、2022年度入学者選抜（2021年度中に実施）から、法学既修者の入学者選抜において、一般の選抜方法（以下、「一般選抜」という）に加えて、法曹コース修了予定者（本法科大学院と法曹養成連携協定を締結した東京大学法学部の法科大学院進学プログラムの修了予定者のほか、他大学法学部の法曹コースの修了予定者を含む）を対象とした特別選抜（以下、「法曹コース特別選抜」という）を実施する。

2022年度以降の法学既修者の入学者選抜の概要は下記のとおりである。

【入学者選抜（法学既修者）の全体方針】

- ・ 法学既修者については、おおむね165名程度を合格させる。
- ・ 法曹コース修了予定者は、一般選抜に加えて、法曹コース特別選抜に出願することができる。法曹コース特別選抜に出願した者は、一般選抜、法曹コース特別選抜それぞれの基準に基づいて合否を判定する。法曹コース特別選抜のみで合格とする者（下記の筆記試験（第2段階選抜）免除による合格者を含む）は、2022年度入学者選抜は50名を上限とし、2023年度入学者選抜以降は110名を上限とする。
- ・ 法曹コース特別選抜に出願した者のうち、東京大学法学部の法科大学院進学プログラムの修了予定者については、法律科目の筆記試験（第2段階選抜）を免除して、法曹コース特別選抜の合格者として合格させることができる。筆記試験（第2段階選抜）免除による合格者は、2022年度入学者選抜においては30名を上限とし、2023年度入学者選抜以降は50名を上限とする。
- ・ 法曹コース特別選抜に出願できる者は、法曹コース修了予定者に限られる。法曹コースを既に修了した者は、同選抜に出願することはできない。

【第1段階選抜及び筆記試験免除による合格判定】

- ・ 外国語の能力及び学業成績等を総合的に審査することによって、第1段階選抜を実施する。
- ・ 法曹コース特別選抜に出願した東京大学法学部の法科大学院進学プログラム修了予定者であり、第1段階選抜に合格した者のうち、学業成績等が優秀な者は、第2段階選抜の筆記試験を免除して、法曹コース特別選抜の合格者と

することができる（これによって合格とされた者は、第 2 段階選抜の筆記試験を受験することができないため、一般選抜での合否判定を行わない）。

【第 2 段階選抜における合格判定】

- ・第 1 段階選抜の合格者のうち、第 2 段階選抜を免除された者以外の者を対象として、法律科目に関する筆記試験を実施する。筆記試験の問題は、一般選抜、法曹コース特別選抜で共通とする。
- ・第 2 段階選抜では、入学願書、外国語の能力、学業成績、筆記試験の成績を総合的に審査することによって合否の判定を行う。法曹コース特別選抜については、法曹コースの学業成績を重視した総合審査を行う。
- ・法曹コース特別選抜の出願者（第 2 段階選抜を免除されて合格とされたものを除く）については、一般選抜、法曹コース特別選抜のそれぞれの基準に基づいて合否判定を行い、いずれかの基準によって合格の基準に達していた者を合格とする。受験者には、それぞれの選抜基準に基づく合否の判断を通知する。

【法曹コースの修了の要否】

- ・一般選抜で合格とされた者は、法科大学院に入学する要件を充たす場合には、法曹コースの修了の有無を問わず、法科大学院への入学を許可する。
- ・法曹コース特別選抜のみで合格とされた者（第 2 段階選抜を免除されて合格とされた者も含む）については、法曹コースを修了した場合に限って、法科大学院への入学を許可する。

*新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、入学者選抜の内容が変更される場合がある。入学者選抜の詳細については、当該年度の学生募集要項および本研究科ウェブサイトを確認すること。